

院内感染および事故防止を考えた透析室施設基準の作成に関する研究

—「透析施設（室）の基準案」に基づいた透析施設基準の作成—

分担研究者	大平 整爾	札幌北クリニック院長
	秋澤 忠男	和歌山県立医科大学血液浄化センター教授
	篠田 俊雄	社会保険中央総合病院腎臓内科部長
	鈴木 正司	信楽園病院副院長
	鈴木 満	東葛クリニック病院名誉理事長
	内藤 秀宗	佐野伊川谷病院院長
	吉田 豊彦	みはま病院理事長
	杉崎 弘章	府中腎クリニック理事長
	渡邊 有三	春日井市民病院院長
	中井 滋	名古屋大学大幸医療センター在宅療法部講師
	宇田真紀子	日本腎不全看護学会理事長
	川崎 忠行	日本臨床工学技士会会長

研究要旨 慢性透析療法は、過去約 40 年間の実績を踏まえて極く一般的日常的治療法の一つとなってきた。一方でわが国の慢性透析療法には、1)新規導入患者が依然増加している 2)新規導入患者が高齢化 3)基礎疾患として管理の困難な糖尿病性腎症が第 1 位 4)長期透析患者の増加 5)合併症を有する患者導入の増加 6)既導入患者の合併症増加 7)要介護患者の増加 8)透析導入の見送りや導入後の治療差し控えに対する判定の困難性等々の諸問題が山積みしてきている。これ等の要因のために、日常の血液透析施行に対しては従前に勝るより濃やかな質と安全性への配慮が強く望まれる状況に立ち至っている。

本研究では前 2 回の調査結果を踏まえて、透析施設（室）の今日的なあるべき姿を構成員（透析スタッフ）・物（設備・機器）・院内体制と制度の 3 面から検討した。透析施設（室）が minimal requirements として具備すべきものと考えられる 40 要項を提示し、これ等について日本透析医会の各地 24 支部からの回答を分析した。全 40 項目中 37 項目において、賛成率が 80% を超えており、今後のわが国透析施設（室）の進むべき方向性を得たものと考えられた。

A. 研究目的

透析医療の質的向上を目指すためには、適正な評価基準や評価者を定めた上での第三者評価が必要となろうが、まずは日々の透析業務を振り返り自己評価を絶えず繰り返すことが基本となる。慢性透析療法は過去約 40 年の実績を踏まえて極く卑近な日常的な治療法の 1 つとなってきたが、患者の増加

に止まらず患者の高齢化、基礎疾患の変化、それ等に随伴する合併症の増加や介護度の増大などを交えて、より濃やかな質・安全性の向上が強く望まれる状況に立ち至っている。

本研究の目的は、前 2 回の研究を基礎に透析施設（室）が具備すべき条件を具体的に

- 1) 構成員（透析スタッフ）

- 2) 物（設備・機器）
- 3) 体制と制度

の3つの面から検討することにある。

B. 研究方法

透析施設（室）が具備すべき諸条件を、1) 透析治療に直接関連する医療機器・物品または設備、2) 透析治療に携わる構成員とそれぞれの主任の資格、3) 透析施設（室）の活動（体制並びに制度など）の3項目に分けた。各項目には個別に小項目を掲げ、先に実施したアンケート結果を参考にしながら、それぞれが（a）必須なものか、（b）具備すれば望ましいものか、（c）いずれにも当たらないか、の回答を求めた。

アンケート調査表（資料）は（社）日本透析医学会35支部の支部長に送付し、各支部の幹事を中心に各支部の意向を纏めるように要請した。

C. 研究結果

1. アンケートの回答率

35支部にアンケート調査表を送付したが、19支部が記名回答し、5支部が無記名回答であった。従って、回答率は68.6%（24/35）であった。回答は討議のうえ各支部の意見を統一記載することを目論んだものであったが、3支部では、賛否が各支部の役員の数で記入されていたので、賛成が50%以上を「賛成」として取り扱った。なお、表における（a）は「必須のもの」であり、（b）は「具備すれば望ましいもの」である。

2. 調査結果と小考察

1) 透析室における医療機器および物品（表1）

- ① 水処理関連機器：逆浸透圧装置・軟水化装置・活性炭濾過装置・限外濾過フィルターの4点に関しては、全支部が「必須」と回答した。末端エンドトキシン除去フィルターは22支部（91.7%）が「具備すれば望ましい」と回答したが、3支部（12.5%）は「必須」とし、2支部（8.3%）は現時点で「不要」と回答した。

「不要」としたのは、経費の負担が考慮されてのことであろう。しかし、透析液の生物学的汚染度の検証には透析液エンドトキシン濃度測定だけでは不十分で生菌やバイオフィルムのモニタリングが必要であるとされつつある現況に鑑みると、より精度の高い透析液管理が必須となるものと予想される。

- ② 透析装置：ここで意見が分かれた項目は、残留塩素濃度測定器に関してであった。「必須」とする回答が19支部（79.2%）に対して、「望ましい」とした回答が5支部（20.8%）であった。残留塩素濃度測定器には多種類が存在し、測定経費と測定の難易度に差異があるためであろうと推測された。
- ③ 生体計測関連機器：連続Hctモニターを「望ましい」とする回答は、20支部（83.3%）で、4支部（16.7%）は必要性を認めないとの回答であった。治療する患者の重症度によって、考え方が異なってくるものであろう。
- ④ 検査関連機器：全血活性化凝固時間測定器（ACT）を「必須」とする回答は13支部（56.5%）であるに対して、10支部（43.5%）が「望ましい」に止めていた。
- ⑤ 蘇生関連機器：吸引器または吸引配管装置・酸素ボンベまたはガス配管設備・救急カートの3項目に関しては、23施設（100%）が試案の「必須」に賛同した。除細動器については1支部（4.4%）が不要と回答していた。
- ⑥ 非常用設備：非常用電源設備（無停電電源システムが望ましい）に対しては、19支部（82.6%）が試案に賛成し「必須」と回答したが、4支部（16.7%）は経費負担の面から「望ましい」と回答していた。1支部から回答がなかった。
- ⑦ 透析室・透析ベッド：テレビ（各ベッドに配置）を1支部（4.2%）が「削除すべき」としたが、残り23支部（95.8%）は「望ましい」と回答した。血液透析中の患者の過ごし方は様々であるが、テレビを見ながら過ごす患者が多い

ものと推定される。空調設備（エアコン）については、1支部（4.4%）が「必須」ではなく、「望ましい」と回答している。

- ⑧ 上記の①～⑦に関して追加すべきものを問うたが、オートクレーブ・強電解水生成器・Na/K測定器・血糖測定器・カルテワゴンなどの記載が認められた。

2) 透析室以外の関連設備

- ① 患者関連設備：1支部が、男女別更衣室を「削除すべき」とし、同じ支部が患者待合室を「必須」から「望ましい」に変更していた。検査値等記録・管理用コンピューターに関しては、2支部（8.3%）が「望ましい」と回答した。

患者用手洗い設備（アクセス部・手指）については2支部が「望ましい」ではなく、「必須」と回答した。「設備しても使用されない」とした回答が1支部から寄せられた。

- ② 透析スタッフ：常勤医室（院長室）は「望ましい」、応援医室は不要とする回答が1支部。双方が1つでよいとする回答が1支部。看護師更衣・休憩室と技士のそれは、男女別でよいとする回答が2支部から寄せられた。

カンファランス・ルームおよび職員食堂は削除または同一でよいとする回答がそれぞれ1支部から寄せられた。その他の支部は試案に賛同する回答であった。透析スタッフのアメニティーを考えると必要度を認めつつも、既存の透析施設では改めてこれ等項目にあるスペースを確保することが難しいことが予測された。

- ③ この項目に追加すべきものとして、透析材料倉庫・ME機器管理庫・下駄箱などの記載があった。

3) 透析治療に関連する構成員とそれぞれの主任の資格（表2）

- ① 構成員：3支部（12.5%）が、臨床工学技士の存在を必須ではなく「望ましい」と回答した。栄養士については管理栄養士の必要性を1支部

が述べたのに対して、2支部がパートでの対応または不要と回答した。

MSWを試案では「望ましい」と提案したが、1支部で「社会資源」の利用が多く、需要が大きく、「必須とする」と回答していた。これに対して、「必要時パートで対応する」が2支部にみられた。試案ではボランティアを「望ましい」として提案したが、4支部（16.7%）がX印（否）と回答した。

- ② 主任の資格：各項目の試案に対する賛成率は、臨床工学技士並びにボランティアの2項目を除き、90%を超えていた。

a) 主任医師：1支部（4.4%）が「透析専従経験5年以上」を「望ましい」とし、1支部で「日本透析医学会・透析専門医」を「必須」と回答した。主任医師の資格として、「透析専従経験5年以上を必須」並びに「日本透析医学会・透析専門医を望ましい」とする意見が大勢を占めたことになる。試案が「日本透析医学会認定の透析専門医資格」を「望ましい」とせざるを得なかったのは、十分な透析経験を有しながら認定透析施設での研修が困難な透析医が存在することを懸念したためであった。日本透析医学会の専門医育成研修制度が完備してくれば、透析専門医師資格取得は透析に従事する医師により強く意識されるようになるだろう。

b) 主任看護師：2支部（8.7%）が「透析専従経験5年以上」を「望ましい」とした。「透析技術認定士」並びに「腎不全看護学会・透析療法指導看護師」の項目に「否」と回答したのが2支部（8.7%）に認められた。概ね、試案の提示に賛同した回答であった。

c) 主任技士：「透析専従経験5年以上」の条件を「望ましい」に止めた回答が4支部（16.7%）から寄せられ、3年以上の経験で十分とのコメントが付されていた。しかし、20支部（83.3%）は5年以上の専従的臨床経験を必須として求めている。「透析技術認

定士資格」を不要としたのは、2支部であった。透析関連機器が多様化・精密化・複雑化する昨今の情勢では機器管理に専門職が必要であろうと考えられるが、地域によっては人材の獲得に難しさがあるのかもしれない。

- ③ 各職種の総員数（日勤帯に外来維持透析患者30名の同時透析を行うものとして）：試案に提示した人数に賛同したのは、16支部（66.7%）であった。6支部（25.0%）は何らかの異議を表明した。臨床工学技士の常勤2名を「望ましい、1名で可」と回答した支部が6支部（25.0%）であった。常勤医1名を必須条件とするのは当然として、患者に最も接する機会の多い看護師数は治療する患者の病態、従って看護度に大きく影響されるが、3支部（12.5%）が常勤看護師8名を望ましい（努力目標）とした。これは、看護師業務の省力化がどの程度進められているかにも関連していよう。

4) 透析室の活動（表3）

- ① 設置すべき委員会：「医療安全対策委員会」の設置には、全支部が賛成した。

医療安全を促進すべきという最近の医療界の動きに呼応したものと推測される。「研修委員会」の設置の賛成率は87.5%であったが、これは不必要としたのではなく、比較的小規模の透析クリニックなどでは運営委員会などと称される院内組織が取り扱うべき分野に包括されるからであろう。

設置すべき委員会として追記されたものは、災害対策委員会・カルテ委員会・倫理委員会などがあつた。

- ② 具体的な定期的活動：試案で掲げた8項目に関しては、賛成率が80%を超えていた。「他施設との意見交換会」に関しては、各種の学会・研究会への参加をこれに該当するものとして取り扱ってよいのではないかという意見もあつた。維持透析患者に要介護者が増加しており、「地域介護支援センター連絡会議」が必要であると

のコメントが寄せられた。

D. 考 察

維持透析を適正かつ安全に継続するために多く存在する諸条件を整理して、最低必要条件（minimal requirements）を提示しようとするのが、本研究の主たる目的である。

各領域の医療が第三者評価を受けるように進んでいる潮流のなかに透析医療も身を置いており、その前提として全国各透析施設（室）がまず適正な自己評価ができるように勘案したものと換言できる。「医療経済的な視点を抜きにすれば、全項目が必須(a)となる」との指摘があつた。透析医療の広義の環境整備には、(1)診療報酬制度、(2)医療機関の特性、(3)地域性などが深く関わってくる。(1)については、透析医療は診療報酬上年々厳しい条件下に置かれてきている。患者の長期化・高齢化や重症化、さらに基礎疾患の変貌の加速を考えると透析スタッフの業務内容が複雑化し負担増になっていることは明らかであるにも関わらず、必ずしも十分な経済的な担保が成されているとは言い難い。しかも、私共透析医の希望が、容易には診療報酬上に反映し難い現況にあると言わざるを得ない。(2)に関しては、経営基盤・医療者人員数・治療を行う患者の重症度がそれぞれ各医療機関で相当に異なるものであり、各支部が回答に難渋されたものと推測され、その点を強調した支部が多かつた。(3)の地域性に関しては、主として各透析スタッフの資格取得（認定施設での研修、学会や研究会への出席に対する義務など）の難易に関連してくる人材不足と人件費に絡んで、意見に若干の相違が認められた。しかしながら、試案中の全40項目に対する(a)(b)に関する賛成率は37項目で80%を超えていた。80%未満の3項目は、1)全血活性化凝固時間測定器(56.5%)、2)一定条件下での常勤技士2名(72.7%)、3)残留塩素濃度測定器(79.2%)であつた。従つて、この度提示した試案は全国の透析医会24支部から概ね賛同を得たと考えられる。ただし、先に記した各施設の各種の条件の差異を考慮すると、

当面は今回の試案を各施設の努力目標として捉えているものと理解される。

強く希望したい点は、この度の透析施設としての minimal requirements の整備・維持に対して、これ等を可能にする診療報酬の設定である。

日常の透析業務に必要な透析スタッフ員数に関しては医療法上に基準が明記されていないが、患者の重症度や看護度を加味した必要透析スタッフ数を本会で十二分に検討して関係官庁に提示して法制化を図ることが望ましいものであろう。

今後、わが国における社会保障費の抑制は必至であり、取り分け医療費の削減は不可避だともいわれている。このような厳しい状況下で、維持透析に直接関わる透析医療本体部分の維持・整備に主眼が置かれるのは当然であり、従って、患者の求めに応じたアメニティーの高い施設改善は望ましいにしても、これを可能にする再生産費用の捻出が確保されていない現状にあると認識せざるを得ない。現時点でコンセンサスが得られた最低限の施設環境の整備は、医療者として「透析医療の安全性・質の確保と向上」の観点から常々考慮されなければならない要綱であると考えられる。医療の根本はこれに携わる医療人の気概と資質にあるのであって、施設基準認定の中にこの視座が欠かせえないことを合わせて強調したい。最後に、日本透析医会は一定の施設基準を設定しようとする努力を続けているが、このことが透析施設や透析スタッフに対して適正で具体的なメリットをもたらすものとしなければこの制度は実効あるものになり得ないのではないかと考えていることを付記したい。このためには行政並びに一般社会に対して、こうした私共の考え方を啓蒙し理解を得る努力が不

可欠であろう。

E. 結 語

透析施設が具備すべき諸条件を人・物・体制または制度の3分野から考察し、40項目を「必須なもの(a)」と「望ましいもの(b)」として提示して日本透析医会35支部に賛否を問うた。24施設から回答を得て、回答率は68.6%であった。全40項中37項目で賛成率が80%を超えており、大方の賛成を得たものと理解できた。微妙な点で意見の相違が認められたのは、診療報酬、地域性並びに医療機関特性などの面から考えてむしろ、当然の帰着であろうと推測する。取敢えず、今回の試案を各施設の達成への努力目標として発表したい所存である。

F. 研究発表

日本透析医学会会誌、日本透析医会雑誌などへ投稿を予定している。

G. 文 献

- 1) 山崎親雄, 鈴木正司, 秋澤忠男, 他: 透析医療機関実態調査について. 日本透析医会雑誌 15:122-126, 2000.
- 2) 大平整爾: 透析施設に求められる諸条件. 臨床透析 18:141-152, 2002.
- 3) 大平整爾: 「透析施設(室)の医療機関自己評価」に関する全国アンケート調査—結果からみた透析室の現状と課題—. 臨床透析 20:1009-1014, 2004.
- 4) 大平整爾, 秋澤忠男, 篠田俊雄, 他: 厚生労働科学研究事業「血液透析施設におけるC型肝炎感染事故(含, 透析事故)防止体制の研究に関する研究」研究班 平成14年度報告書: 院内感染および事故防止に関する研究—「透析施設(室)の医療機関自己評価票」を用いた透析室の現状について. 日本透析医会, 2003.

〈資料〉

平成 16 年 12 月 1 日

各都道府県透析医会 会長 殿

平成 16 年度厚生労働科学研究肝炎等克服緊急対策研究事業
「血液透析施設における C 型肝炎感染事故（含：透析事故）
防止体制の確立に関する研究」

—透析施設(室)の医療自己評価結果を踏まえて透析施設基準の設定—

主任研究者 山崎 親雄

分担研究者 大平 整爾, 吉田 豊彦, 杉崎 弘章

鈴木 正司, 鈴木 満, 内藤 秀宗

秋澤 忠男, 秋葉 隆, 篠田 俊雄

栗原 怜, 渡邊 有三, 中井 滋

宇田真紀子, 川崎 忠行

「透析施設（室）の基準作成」に関する全国アンケート調査のお願い

皆様には、ご健勝にてご活躍中のことと拝察いたします。

先に 2 回のアンケート調査にご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

透析施設（室）の医療水準を向上しこれを維持していくための施設基準に関しましては、過去 2 回のアンケート調査により概略が明らかになりました。得られた結果を踏まえて、Ⅰ. 構成員の質と量 Ⅱ. 具備すべき機器・設備など並びに Ⅲ. 構築すべき制度などを勘案し、透析施設（室）の基準試案を提示させていただきます。

貴会の幹事諸氏を中心に御地の地域性などをお考えのうえ、貴会としてのご意見をおまとめの上、お寄せいただければ幸いです。

ご多用中、誠に恐縮ですがアンケート調査にご回答下さいますように、お願い申し上げます。

本アンケートに対するご回答の記入方法等について

◇ 透析施設（室）が具備すべき諸条件を

- I. 透析治療に直接関連する医療機器・物品または設備
- II. 透析治療に関連する構成員とそれぞれの主任の資格
- III. 透析施設（室）の活動

の3項目に分け、それぞれに関連して先に実施したアンケート結果を参考にしながら、

必須なもの＝a・具備すれば望ましいもの＝bとして記載しました。

ご検討のうえ、各項目の(a)(b)に賛成であれば、賛否の欄に○印を付し、不賛成であれば×印かご意見を付記して下さるようお願いいたします。

(記入例)

名 称	基準	賛否	ご意見（特に×の場合）
1) 逆浸透装置	a	○	
2) 軟水化装置	a	×	……なため、bが妥当と考える

なお、各項目で追加すべきとお考えの事項がございましたら、その他の欄に付記のうえ(a)(b)かをご記載下さい。

また、こうした施設基準に対する総括的なご意見がありましたら、別紙にご記入をお願いいたします。

◇ 記入上不明な点は日本透析医会事務局まで、FAX または E-mail でお問合せ下さい。

◇ 締め切りは 2005 年 1 月 14 日（金）までとさせていただきます。

◇ 問合せ先 東京都千代田区神田須田町 1-15-2 淡路建物ビル 2 F
 電話：03-3255-6471 FAX：03-3255-6474
 E-mail：info@touseki-ikai.or.jp

〈参考資料〉

●透析療法合同専門委員会認定「透析技術認定士」

- 1) 日本腎臓学会, 日本人工臓器学会, 日本泌尿器科学会, 日本移植学会,
日本透析医学会からなる合同委員会
- 2) 1980年より試験を開始
- 3) 受験資格
 - ① 臨床工学技士：経験2年以上
 - ② 看護師：経験2年以上
 - ③ 准看護師：高卒 経験3年以上
高卒 経験4年以上

注) (1) 勤務は常勤とし, アルバイトは認めない.
(2) 経験とは, 「透析療法についての実務経験年数」である.

●臨床工学技士

- 1) 臨床工学技士法に基づき国家試験で認定される国家資格である.
- 2) 受験資格：文部科学大臣の指定した学校または厚生労働大臣の指定した臨床工学技士養成所において,
3年以上技士として必要な技能と知識を習得した者.
- 3) 国家試験に合格して「臨床工学技士」の称号が与えられる.

●日本腎不全看護学会『日本透析療法指導看護師』の資格

- 1) 日本腎不全看護学会, 日本透析医学会および日本腎臓学会の三学会合同の認定
- 2) 受験資格
 - (1) 日本国の看護師免許を有すること(准看護師は不可)
 - (2) 日本腎不全看護学会正会員歴が通算3年以上
 - (3) 腎不全看護領域実務経験が通算3年以上
 - (4) 看護実務経験が通算5年以上(上記(3)を含む)
 - (5) レポートの提出：透析看護領域(血液透析・腹膜透析)実践報告を3例提出
(導入期看護・維持期看護・長期透析看護・高齢者看護・在宅看護から3例選択)
 - (6) 受験資格ポイントが30ポイント以上
 - ① 三学会参加 5ポイント
 - ② 筆頭発表者 3ポイント
 - ③ 協同研究者 1ポイント
 - ④ 三学会・学会誌論文掲載(筆頭者 5ポイント 共同研究者 3ポイント)
 - ⑤ 本学会教育セミナー講座 1ポイント
 - ⑥ 透析技術認定士 3ポイント
 - ⑦ 透析医療従事者研修受講修了者(腎臓財団) 2ポイント
 - ⑧ その他透析関連研究会(地方の研究会を含む) 1ポイント
 - (7) 上記の条件を満たし, 本学会が認定した看護師

●『透析専門医の資格』（日本透析医学会専門医制度規則・第4章第1節）

- 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。
- 2) ① 日本内科学会、日本外科学会の認定医または専門医
日本泌尿器科学会、日本小児科学会の専門医
日本麻酔科学会の指導医
上記のいずれかの資格を有し、臨床経験5年以上を有すること。
- ② 上記の該当しない場合
本会の専門医制度委員会の規定によって認定された認定施設において5年以上の臨床経験を有する者は、同等の資格を有する者とみなすことができる。
- 3) 認定施設または教育関連施設における研修カリキュラムに従い通年5年以上、もしくは本会の認定医制度委員会が認める外部団体主催の研修期間を含めて計5年以上、主として透析療法に関連する臨床研究を行いかつ業績のあること。
- 4) 学会出席ならびに業績について30単位を満たしていること。
- 5) 専門医試験・審査において厳格と判断され、専門として登録完了。
- 6) 申請時において、本会の会員歴5年以上、もしくは本会会員歴3年以上で2)に記載されている他学会の会員歴を含めて5年以上であること。

○ 専 門 医 名 簿 ○

'04.05.26 現在 3,690 名

北海道 (116)	青森県 (15)	岩手県 (24)	宮城県 (32)
秋田県 (36)	山形県 (26)	福島県 (35)	茨城県 (71)
栃木県 (51)	群馬県 (66)	埼玉県 (124)	千葉県 (99)
東京都 (544)	神奈川県 (224)	新潟県 (70)	富山県 (45)
石川県 (35)	福井県 (16)	山梨県 (44)	長野県 (49)
岐阜県 (44)	静岡県 (111)	愛知県 (187)	三重県 (31)
滋賀県 (30)	京都府 (76)	大阪府 (299)	兵庫県 (138)
奈良県 (64)	和歌山県 (38)	鳥取県 (9)	島根県 (12)
岡山県 (71)	広島県 (107)	山口県 (38)	徳島県 (45)
香川県 (53)	愛媛県 (41)	高知県 (28)	福岡県 (140)
佐賀県 (33)	長崎県 (72)	熊本県 (64)	大分県 (54)
宮崎県 (49)	鹿児島県 (74)	沖縄県 (60)	

※休会者・保留者を含む

都道府県透析医会施設一覽表 (35 支部)

2004 年 11 月現在

透析医会名	会長名	施設名	施設名	郵便	住所	TEL
北海道透析医会	今 忠正	医) 恵水会 札幌北クリニック	札幌北18条西2丁目21	001-0018		011-747-7157
青森県透析医会	鈴木 唯司	財) 鷹揚腎研究 青森病院 (事務所) 医) 三良会 村上新町病院	青森市大字石江字岡部101-1 青森市新町2-1-13	038-0003 030-0801		017-781-9311 0177-23-1111
岩手県透析医会	後藤 康文	後藤泌尿器科皮膚科医院	宮古市大通1-3-24	027-0083		0193-62-3630
宮城県透析医会	関野 宏	医) 宏人会 中央病院	仙台市宮城野区榴岡2-1-6	983-0852		022-297-6211
秋田県支部	松尾 重樹	(事務所) 市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4-30	010-0933		0188-23-4171
福島県支部	白岩 康夫	財) 湯浅報恩会 寿泉堂クリニック (事務所) 寿泉堂総合病院 (熊川健二郎)	郡山市駅前一丁目5-7 郡山市駅前一丁目8-16	963-8002 963-8585		024-989-4616 024-982-6363
栃木県支部	菊池 宏章	東宇都宮クリニック	宇都宮市今泉町3009-1	321-0966		0286-63-6060
千葉県透析医会	横山 健郎	(旧国立佐倉病院：名誉院長) (事務所) 医) 社団誠仁会みはま病院	千葉市美浜区真砂3-13-6	261-0011		043-278-3311
新潟県透析医会	大森 伯	大森内科医院	新潟市八千代1-1-30	950-0909		025-243-3300
富山県透析医会	横田 力	医) 財団博腎会 横田病院	富山市中野新町1-1-11	939-8085		0764-25-2800
山梨県透析医会	三井 静	医) 静正会 三井クリニック	甲府市塩部3丁目16-33	400-0026		0552-51-0200
長野県透析医会	相澤 孝夫	医) 慈泉会 相澤病院	松本市本庄2-5-1	390-0814		0263-33-8600
岐阜県透析医会	澤田 重樹	医) 社団慈明会 澤田病院	岐阜市野一色7-2-5	500-8226		058-247-3355
静岡県透析医会	指出 昌秀	医) 一秀会 指出泌尿器科	富士宮市朝日町9-5	418-0057		0544-24-3511
愛知県透析医会	渡邊 有	春日井市民病院	春日井市鷹来町1-1-1	457-0866		0568-57-0057
三重県支部	竹内 敏明	医) 同心会 遠山病院	津市南新町17-22	514-0043		059-227-6171
京都府透析医会	岩元 則幸	京都第一赤十字病院	京都市東山区本町15-749	605-0981		075-561-1121
大阪府透析医会	飯田 喜俊	特定医療法人仁真会 白鷺病院	大阪市東住吉区杭全7-11-23	546-0002		06-6714-6060
兵庫県透析医会	宮本 孝	宮本クリニック	西宮市産所町12-13	662-0978		0798-35-5071
奈良県透析医会	浜野 正義	医) 浜野クリニック	神戸市中央区北長狭通3-6-3	650-0012		078-321-6800
和歌山県透析医会	柏井 和彦	医) 柏井内科クリニック	橿原市大谷町82-18	634-0815		0744-23-6367
島根県透析医会	鈴木 恵子	おつかクリニック	田辺市末広町6-20	646-0038		0739-26-4150
岡山県支部	草野 功	医) 社団 福島内科 (事務所) 医) 創和会 重井医学研究所附属病院	出雲市大塚町747-1 岡山市清心町3-18 岡山市山田2117	693-0063 700-0027 701-0202		0853-22-3211 086-255-1281 086-282-5311
広島県透析連絡協議会	土谷晋一郎	医) あかね会 土谷総合病院 (事務所) 広島県透析連絡協議会 (岡本)	広島市中区中島町3-30 広島市中区加古町12-17	730-0811 730-0812		082-243-9191 082-248-3666
山口県透析医会	前田日出三	前田内科病院	下関市川中豊町7丁目1-39	751-0853		0832-54-1110
徳島県透析医会	橋本 寛文	厚生連 麻植協同病院	麻植郡鳴島町鳴島252	776-0010		0883-24-2101
香川県透析医会	広畑 衛	公立三豊総合病院	三豊市豊浜町臨浜708	769-1601		0875-52-3366
高知県透析医会	湯浅 健司	(事務所) 高松赤十字病院泌尿器科 (沼田 明)	高松市番町4丁目1-3	760-0017		087-831-7101
福岡県透析医会	隈 博政	医) 尚腎会 高知高須病院	高知市大津2705番1	781-5103		088-878-3377
佐賀県透析医会	力武 修	医) くま腎クリニック	福岡市博多区銀天町2-2-3	816-0079		092-575-3112
長崎県透析医会	新里 健	医) 社団健昌会 新里ネフロクリニック	佐賀市神野東2-4-22	840-0804		0952-31-2667
熊本県透析連絡協議会	高宮 登美	医) 清藍会 たかみや医院	長崎市立岩町293番地5	852-8025		095-833-1234
大分県透析医会	工藤 寛昭	医) 杏和会 工藤医院	大分市西間上町2563-7	868-0071		0966-24-5611
宮崎県透析医会	中山 健	医) 健松会 中山医院	大分市二又三組	870-0887		0975-43-2121
鹿児島県透析医会	前田 忠	医) 仁胤会 前田内科クリニック	宮崎市霧島4-196 鹿児島市小川町9-1	880-0032 892-0817		0985-26-3888 099-225-5600

I. 透析治療に直接関連する医療機器・物品または設備

1. 透析施設基準：透析室における医療機器および物品

a：必須なもの

b：具備すれば望ましいもの

(1) 水処理関連機器

名 称	基準	備 考	賛否	ご意見（特に×の場合）
1) 逆浸透装置	a			
2) 軟水化装置	a			
3) 活性炭濾過装置	a			
4) 限外濾過フィルター	a			
5) 端末エンドトキシン除去フィルター	b			

(2) 透析装置など

名 称	基準	備 考	賛否	ご意見（特に×の場合）
1) 多人数用透析液供給装置	a			
2) 透析用監視装置	a			
3) 個人用透析装置	a			
4) 血液透析濾過装置	b			
5) 血液濾過装置	b			
6) コンピュータ中央透析管理システム	b			
7) 輸液ポンプ/シリンジポンプ	a			
8) 残留塩素濃度測定器	a			

(3) 生体計測関連機器

名 称	基準	備 考	賛否	ご意見（特に×の場合）
1) 体重計, 身長測定器	a	車椅子対応の併設が望ましい		
2) ベッドスケール	b			
3) 血圧計	a			
4) 心電図モニター	a			
5) 心電計	b			
6) サチュレーションモニター	b			
7) 連続 Hct モニター	b	病院透析室では(a)		

(4) 検査関連機器

名 称	基準	備 考	賛否	ご意見（特に×の場合）
1) 血液ガス分圧測定器	a			
2) Na・K・Ca 測定器	a			
3) Hct 測定器	a			
4) 血糖測定器	a			
5) 浸透圧計	b			
6) 全血活性化凝固時間測定器	a	ACT		
7) ET 測定器	b			
8) 超音波診断器（エコー）	b			
9) X線撮影装置	a	胸部, 骨・関節		

(5) 蘇生関連機器

名 称	基準	備 考	賛否	ご意見（特に×の場合）
1) 除細動器	a	AEDが望ましい		
2) 吸引器または吸引配管装置	a			
3) 酸素ボンベまたガス配管設備	a			
4) 救急カート	a	アンビュー・エアウェイ・挿管セット 点滴セット・薬品類		

(6) 非常用設備など

名 称	基準	備 考	賛否	ご意見（特に×の場合）
1) 非常用電源設備など	a	無停電電源システムが望ましい		
2) 緊急時透析離脱マニュアル	a			

(7) 透析室・透析ベッド等

名 称	基準	備 考	賛否	ご意見（特に×の場合）
1) 空調設備（エアコン）	a			
2) テレビ（各ベッドに配置）	b			
3) ナース・ステーション	a			
4) 患者関連書類等保管棚	a			
5) 常備薬保管棚・冷蔵庫	a			

(8) その他(上記(1)~(7)項目以外に追加すべきとお考えの事項をご記載下さい)

名 称	基準	備 考	賛否	ご意見(特に×の場合)

2. 透析施設基準：透析室以外の関連設備

a：必須なもの

b：具備すれば望ましいもの

(1) 患者関連設備

名 称	基準	備 考	賛否	ご意見(特に×の場合)
1) 男女別更衣室	a	患者個々にロッカー		
2) 患者待合室(休憩室)	a			
3) 患者相談室(栄養指導室)	b			
4) 診察室	a	3)と兼ねてもよい		
5) 病歴・透析記録・レントゲンフィルム等保管室	a			
6) 検査値等記録・管理用コンピュータ	a			
7) 同上の管理室	b			
8) 小手術室	b			
9) 車椅子対応トイレ	b	要介護者の増加のため		
10) 患者用手洗い設備	b	アクセス部, 手指		

(2) 透析スタッフ

名 称	基準	備 考	賛否	ご意見（特に×の場合）
1) 常勤医室（院長室）	a			
2) 応援医師控室	b			
3) 看護師更衣・休憩室	a			
4) 技士更衣・休憩室	a			
5) 事務室	a			
6) カンファランス・ルーム	b			
7) 職員食堂	b			

(3) その他（上記（1）～（2）項目以外に追加すべきとお考えの事項をご記載下さい）

名 称	基準	備 考	賛否	ご意見（特に×の場合）

II. 透析治療に関連する構成員とそれぞれの主任の資格

- a：必須条件
b：望ましい条件

1. 透析施設（室）の構成員

職 種	基準	備 考	賛否	ご意見（特に×の場合）
1) 医師	a			
2) 看護師	a			
3) 臨床工学技士	a			
4) 栄養士	b			
5) 薬剤師	b	院外処方の場合 は不要		
6) 放射線技師	b			
7) MSW （医療ソーシャル・ワーカー）	b			
8) 看護補助員	a			
9) 事務員	a			
10) ボランティア	b			
11) その他（上記以外の職種）				

2. 各職種主任の資格

職 種	職歴または資格	基準	賛否	ご意見（特に×の場合）
1) 医師	① 透析専従経験5年以上	a		
	② 日本透析医学会・透析専門医	b		
	③ 関連学会・研究会など出席 （年1回以上、全国または地方）	a		
2) 看護師	① 透析専従経験5年以上	a		
	② 透析技術認定士	b		
	③ 腎不全看護学会・透析療法指導看護師	b		
	④ 関連学会・研究会など出席 （年1回以上、全国または地方）	a		

職 種	職歴または資格	基準	賛否	ご意見（特に×の場合）
3) 臨床工学技士	① 透析専従経験 5 年以上	a		
	② 透析技術認定士	b		
	③ 関連学会・研究会など出席 （年 1 回以上，全国または地方）	a		
4) その他（上記の項目以外に追加すべきとお考えの事項をご記載下さい）				

3. 各職種の総員数（日勤帯に外来維持血液透析患者 30 名の同時透析を行う場合）

職 種	職歴または資格	基準	備 考	賛否	ご意見（特に×の場合）
1) 医 師	① 常 勤 医 1 名	a			
	② 応援医師 1 名	a	必要に応じて要請		
2) 看護師	常 勤 8 名	a	患者の病態により増員		
3) 臨床工学技士	常 勤 2 名	a			
4) その他（上記の項目以外に追加すべきとお考えの事項をご記載下さい）					

Ⅲ. 透析施設（室）の活動

a：必須なもの

b：具備すれば望ましいもの

1. 設置すべき委員会

委員会	基準	備考	賛否	ご意見（特に×の場合）
1) 医療安全対策委員会	a	感染対策をも含む		
2) 研修教育委員会	a			
3) その他（上記の項目以外に追加すべきとお考えの事項をご記載下さい）				

2. 具体的な定期的活動

活動の種類	開催回数	基準	備考	賛否	ご意見（特に×の場合）
1) 日常業務引き継ぎ会	毎日	a	業務開始時および終了時		
2) 症例検討会	週1回	a	個々の症例検討会		
3) 研修（勉強）会	月1回	a	毎回、特定の主題で行う		
4) 招聘講演	年1回	b	院外講師		
5) 患者・家族との話し合い	年1回	a			
6) 患者・家族との交歓会	年1回	b			
7) 他施設との意見交換会	年1回	b			
8) 運営会議	月1回	a	各職の主任が出席		
9) その他（上記の項目以外に追加すべきとお考えの事項をご記載下さい）					

* 開催回数は最低基準を示す。

